

**栃木市消費生活条例を制定
(平成24年4月1日施行)**

消費者と事業者との間の情報の質および量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護および増進に関し、市民の消費生活の安定および向上を図るため、基本理念、市の責務並びに事業者の責務等を定めた栃木市消費生活条例を制定しました。

◇条例の基本理念

(1) 消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念とします。

・商品およびサービス(以下「商品等」という。)によって、生命、身体および財産に危害を受けやすい権利

・商品等について不適正な取引条件および取引方法を強制されない権利

・商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

・消費生活において必要な情報を提供される権利

・主体的に行動するための教育を受ける機会が提供される権利

・消費者施策に消費者の意見が反映される権利

・取引等によって不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利

・消費生活において消費者の個人情報侵害されない権利

(2) 消費者の安全の確保等に関して、専門的知見に基づき被害の拡大を防止するとともに事業者による適正な事業活動の確保が図られるよう配慮されなければならない。

(3) 高度情報通信社会、国際化の進展および社会経済情勢の変化に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

(4) 環境の保全に配慮して行われなければならない。

※条例は、市ホームページで公表しますので、ご覧ください。

◇問合せ先

〔本〕 市民生活課 ☎(21)2145

環境都市宣言をしました

本市では、平成23年4月1日に環境基本条例を施行し、環境政策を市民や事業者と市が一体となって推進していくこととされています。その一環として、環境政策を一元となって推進していくことを表明するため、環境都市宣言をしました。

今後、さまざまな事業を実施してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

環境都市宣言

〈環境都市とちぎをめざして〉

わたしたちの住む栃木市は、清らかな水、生い茂る緑、肥沃な大地、広大な遊水地など美しく豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化に育まれた素晴らしいまちです。

わたしたちは、このすばらしいまちの環境を守り、未来へと引きついでいかなければなりません。

しかし、わたしたちは、より便利で快適な生活を求めた結果、地球温暖化をはじめ、生態系の変化など、様々な環境問題に直面しており、今、わたしたちが行動をおこさなければなりません。

そのため、わたしたちは、今の行動が将来の環境を変えていくことを認識し、次のことを行い、一人ひとりが豊かな環境の継承者となり、自然と共生し、持続可能な「環境都市とちぎ」をめざすことをここに宣言します。

1 わたしたちは、環境問題に関心を持ち、積極的に学びます

1 わたしたちは、環境を守り、創造していくため、一人ひとりができることを実践します

1 わたしたちは、環境に関する知識や経験、情報を共有し、相互に協力します

わたしたちは、この取り組みがここ栃木市から広がり、大きな流れとなり、すばらしい環境

が未来に引きつがれることを願い、今ここに第一歩を踏み出し、そして歩み続けます。

平成24年3月23日 栃木市

◇問合せ先

〔本〕 環境課 ☎(21)2601

地域自治区の区長を選任



堤 正美
大平町区長



桜井 均
藤岡町区長



小田部 弘
都賀町区長



大塚 芳夫
西方町区長

地域自治区である大平町、藤岡町、都賀町および西方町の各區長に、4月1日付けで、堤正美氏(再任)、桜井均氏(再任)、小田部弘氏(新任)、大塚芳夫氏(再任)を選任しました。

任期は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間となります。

このたび新たに就任した小田部都賀町区長は、栃木県農務部参事として、下都賀農業振興事務所長、河内農業振興事務所長などを歴任しました。

また、堤大平町区長、桜井藤岡町区長、大塚西方町区長は、再任となります。

各区長は、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに市の円滑な行政運営と均衡ある発展を図るため、地域の代表・調整役として、各総合支所において、地域協議会やまちづくりに関する事務を主に担任します。



▲4月2日に行われた辞任交付の様子